

橋本市条例第**36**号

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和**7**年**12**月**9**日

橋本市長 平木 梦朗

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例

橋本市職員定数条例(平成18年橋本市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 消防職員 <u>85人</u></p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 消防職員 <u>82人</u></p> <p>(5)～(10) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。